

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用の種類	区分	単位	占用料	占用の種類	区分	単位	占用料
柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>	柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>
	第2種電柱		<u>1,600</u>		第2種電柱		<u>1,300</u>
	第3種電柱		<u>2,200</u>		第3種電柱		<u>1,700</u>
	第1種電話柱		<u>940</u>		第1種電話柱		<u>740</u>
	第2種電話柱		<u>1,500</u>		第2種電話柱		<u>1,200</u>
	第3種電話柱		<u>2,100</u>		第3種電話柱		<u>1,600</u>
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>74</u>
管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>40</u>	管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>31</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>45</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>67</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>89</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.3メートル以		<u>230</u>		外径が0.3メートル以		<u>180</u>

改正後				改正前			
	上0.4メートル未満のもの				上0.4メートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>310</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>450</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>1,100</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>890</u>
橋りょう、通路及び暗きよを設置する場合	1平方メートル1年につき		180	橋りょう、通路及び暗きよを設置する場合	1平方メートル1年につき		180
その他河川区域を占用する場合	1平方メートル1年につき		250	その他河川区域を占用する場合	1平方メートル1年につき		250
備考 略				備考 略			

※別表中備考以外の部分の改正については、実質的な改正箇所にもみ下線を引いています。